

本検討会における医療ツーリズムの定義について

1 厚生労働省の定義（参考）

《医療を目的に訪日した外国人》

「訪日外国人のうち、日本に入国する前に、医療機関と調整した上で来日した外国人」

（出典）厚生労働省「医療機関における外国人患者の受入に係る実態調査」
調査票 B

2 経済産業省の定義（参考）

《医療インバウンド（医療渡航）》

「日本の医療機関による外国人患者の受け入れの中でも、日本の医療機関での受診を目的に渡航する外国人患者を受け入れること」

「治療・健/検診を目的に訪日する外国人」

（出典）経済産業省『外国人患者の医療渡航促進に向けた現状の取組と課題について』

3 愛知県における医療ツーリズム（参考）

あいち医療ツーリズム推進協議会（以下「協議会」という。）は、既存の医療の受入余力を活用し、地域医療に影響を及ぼさない範囲において、外国人患者への先進的な医療や最先端の医療機器等による検診の実施など、本県の優れた医療技術の提供による医療の国際化の推進を図り、併せて訪日外国人の本県への誘客を促進するため、医療ツーリズム推進に向けた具体的な取組について協議することを目的に設置する。

（出典）あいち医療ツーリズム推進協議会設置要綱第1条

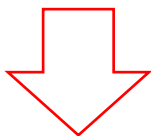
4 本検討会における医療ツーリズムの定義

「事前に医療機関等と調整した上で、日本の医療機関での受診を目的に来日する外国人を受け入れること。疾患の治療を目的とするもののほか、人間ドック等の検診（健診）を目的とするものも含む。」

（ポイント）

○疾患の治療に加えて、検診（健診）を含むものとした。

○日本人及び観光等の目的で来日した外国人患者は含まない。



今後は、上記定義を前提に、検討会で議論を進めることとしたい。